

千葉県地域防災計画の修正(案)のポイント

計画修正の基本方針

平成24年2月策定

3つの視点

1. 東日本大震災の被害・対応・教訓を踏まえ、より実効性の高い計画の見直し
2. あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画の見直し
3. 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策の推進

見直しの重点項目

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 地域防災力の向上 | (5) 災害時要援護者等の対策の推進 |
| (2) 津波対策の強化・推進 | (6) 帰宅困難者等対策の推進 |
| (3) 液状化対策の推進 | (7) 庁内体制の強化 |
| (4) 支援物資の供給体制の見直し | (8) 放射性物質事故対策計画の見直し |

主な修正事項

「3つの視点」と重点項目ごとの見直しの方向性に基づき、地域防災計画を見直す

(1) 地域防災力の向上

- ◆ 平時から正しい知識を持ち、災害発生時には、自ら考え、行動できるようにする自助の取組みと、地域における防災活動の中核となる人材を育成するなどの共助の取組みを強化するとともに、県や市町村などの防災関係機関は、県民の安全・安心を守るためにとり得る手段を尽くし、自助・共助・公助が一体となって、県内全域の防災力の向上を図る。

- 防災教育の普及促進
- (仮称) 防災基本条例の制定

(2) 津波対策の強化・推進

- ◆ 津波に対しては、人命を最優先とし、減災の視点から多重防御に重点を置き、避難を軸としたソフト対策とハード対策を組合せ、総合的な津波対策を推進する。

- 「震災編」を「地震・津波編」に再編し、内容の充実を図る。
- 避難のための津波浸水予測図の作成
- 住民への正確かつ迅速な情報伝達
- 津波防護施設等の整備

(3) 液状化対策の推進

- ◆ 東日本大震災では、東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地など広範囲にわたり液状化が確認されたことから、液状化に強いまちづくりに向けた取組みをさらに推進する。

- ライフライン施設等の液状化対策
- 液状化しやすさマップ等の作成

(4) 支援物資の供給体制の見直し

- ◆ 県民や自主防災組織等に対し、平時から備蓄を推進するよう働きかけるとともに、災害時に円滑な物資供給が行えるよう備蓄・調達の体制を整備する。また、民間物流事業者のノウハウ等を活かした物流体制を確保する。
 - 備蓄意識の高揚
 - 官民連携による物流体制

(5) 災害時要援護者等の対策の推進

- ◆ 東日本大震災では、災害時要援護者が犠牲になる割合が高かったことから、県は、様々な防災対策を講じる上で、高齢者、障害者又は外国人などの災害時要援護者や女性に配慮した対策を推進する。
 - 災害時要援護者避難支援プラン（個別計画）の策定
 - 福祉避難所の整備及び指定

(6) 帰宅困難者等対策の推進

- ◆ 帰宅困難者等対策として、発災時の一斉帰宅行動の抑制や駅周辺ごとの実情に応じた対策を講じ、救助・救急活動が落ち着いた後の徒歩帰宅支援の取組みについても、さらなる充実を図る。
 - 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知
 - 情報連絡体制及び安全の確保

(7) 庁内体制の強化

- ◆ 東日本大震災における石油コンビナートの大規模な火災など様々な事象への対応により得られた経験に加え、市町村が被災し、災害対応能力を喪失した場合でも、迅速で効果的な災害応急対策が実施できるよう体制の強化を図る。
 - (仮称) 危機管理防災センターの整備
 - 災害対策本部事務局体制の強化

(8) 放射性物質事故対策計画の見直し

- ◆ 東京電力福島第一原子力発電所事故が、本県にも影響を生じさせている状況を踏まえ、県外に立地する原子力発電所等における事故にも対応した計画に見直す。
 - 県外原子力発電所事故の情報収集・発信体制の整備
 - 放射線モニタリング体制の整備

全体構成の見直し

各編共通の理念等を位置付けた「総則」の新設、「震災編」の「地震・津波編への改称に併せ、大規模事故編を種別ごとに3編に分類。（計6編構成）

- 【第1編】総則 【第2編】地震・津波編 【第3編】風水害等編
【第4編】放射性物質事故編 【第5編】大規模火災等編 【第6編】公共交通等事故編